

## 高圧ガス製造施設軽微変更届<第1種製造者>

根 拠 法 令

法第14条第2項 一般則第15条第2項、液石則第16条第2項  
コンビ則第14条第2項

適 用

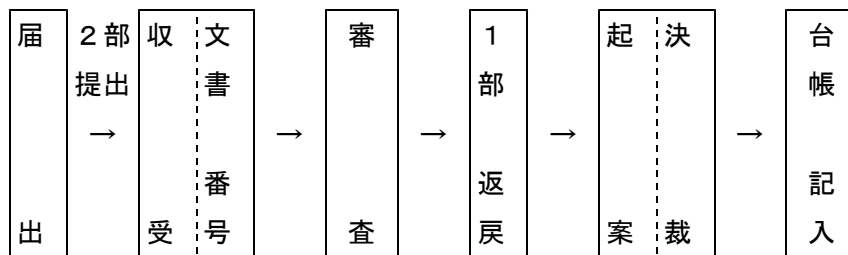
・高圧ガス設備の取替えの工事であって、処理能力の変更を伴わないもの  
 ・ガス設備（高圧ガス設備を除く）の変更の工事  
 ・ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事  
 ・製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

※特定設備及びじょ限量が百万分の一未満のガスが通るものを除き、高圧ガス設備の取替えは大臣認定品、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査し、合格したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。

「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」  
 →可とう管（高圧ホース、金属フレキ管等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの。

※詳しくは [平成30年3月30日付け20180323保局第13号高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて](#)を参照のこと。

手 順



必要書類

- 1 軽微変更届書（一般則様式第5、液石則様式第5）
- 2 変更の概要を記載した書面 <留意事項>
  - ①変更の目的 変更理由を分かりやすく記載
  - ②変更の内容 変更工事の内容等を分かりやすく記載
- 3 第14条第1項ただし書きの工事に該当していることを示す図面。

審 査

第 1 4 条第 1 項ただし書きに該当する工事か否か審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1 部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記載する。